

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十九号から第四十一号まで、第五十九号、第六十五号から第七十二号まで、第八十号から第八十四号まで、第八十六号、第八十八号、第八十九号、第九十六号、第九十七号、第二百二十七号、第二百二十九号、第三百十号、第四百十三号から第四百十六号まで、第四百十九号、第四百七十一号及び第七十二号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 森田 初恵 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 越谷市 越谷市長 福田 晃 埼玉県川口市青木二丁目一番一号 川口市 川口市長 奥ノ木 信夫	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日